

2016年（平成28年）1月19日

関係機関各位

適性試験を巡る近時の意見・見解について

公益財団法人日弁連法務研究財団
理事長 高橋 宏志
公益社団法人商事法務研究会
代表理事会長 江頭 憲治郎

第1 はじめに

我が国における適性試験は、少なくとも2000年（平成12年）11月から基礎研究が開始され、法科大学院が設置される前年の2003年（平成15年）に、当時の適性試験委員会と大学入試センターにて、それぞれ第1回が実施されて以来、2011年（平成23年）の適性試験管理委員会（法科大学院協会、（公財）日弁連法務研究財団、（公社）商事法務研究会の3者により構成）による一本化を経て、本年までの12年間にわたり、合計18回（大学入試センター実施分を含めると27回）実施されてきた。

その間、司法試験の合格率が当初の目標である6割～7割を大きく下回り、また若手弁護士の就職難や収入低下などの要因もあり、法科大学院への志願者は減少しつづけ、募集を停止する法科大学院が相次ぐ中、適性試験の志願者も初年度の39,350名（大学入試センター実施の初年度分（追試験を含め2回実施））から落ち込みが続き、一本化された2011年（平成23年）から本年2015年（平成27年）の5年間では、志願者が実に約5割も減少し、ついに4,000名を割るなど、減少傾向に歯止めがかかっていない。

このような法科大学院を巡る厳しい状況から、近時、適性試験に対しても、受験者の負担感の増大や試験の有効性、適性試験役割終了論まで、様々な意見が出されているところである。

そこで、本意見書では、これら様々な意見に対し、2003年（平成15年）から本年2016年（平成28年）まで一貫して適性試験を実施する団体を構成してきた2団体の意見の一端を述べることとする。

第2 試験の継続性・安定性の観点

1 適性試験の目的・根拠法令等について

言うまでもないが適性試験は、2001年（平成13）6月12日に公表された司法制度改革審議会意見書において「入学者選抜は、公平性、開放性、多様性の確保を旨とし、入学試験のほか、学部における学業成績や学業以外の活動実績、社会人としての活動実績等を総合的に考慮して合否を判定すべきである。」「多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある。そのため、法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの措置を講じるべきである。」「入学試験においては、法学既修者であると否とを問わず、全ての出願者について適性試験（法律学についての試験ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すもの）を行」う、と明記されたところに端を発し、2002年（平成14）8月5日付にて中央教育審議会が「法科大学院の設置基準等について（答申）」において、「法学既修者と法学未修者との別を問わずすべての出願者については、適性試験を実施し、それに加えて、法学既修者として出願する者に対しては、各法科大学院の自主性に基づき、法律科目試験を実施する。」と定めた。

そして、これらを受けて、2003年（平成15）3月31日付の専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）では第20条において「法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。」と定められ、統一かつ客観的試験である適性試験の重要性が謳われているところである。

なお、法科大学院ではない他の大学院の設置基準（昭和49年文部省令第28号）においては、第1条の3にて「入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。」とされており、「法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。」として適性試験を実施することを前提とした法科大学院の設置基準とは異なっているものである。

このように、適性試験は、公平性、開放性、多様性の確保を旨とする法科大学院の入学者選抜において、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すことを目的とする試験として、法学既修者、法学未修者を問わず全国一律に課される唯一の客観的な試験制度として、法科大学院の入学者選抜において中核的な試験として位置づけられてきたものである。

2 試験制度の安定性・継続性の必要性

そして、上述したとおり、適性試験は、2003年（平成15年）の第1回目の実施から、その後の実施団体の一本化を経て、2015年（平成27年）まで実に12年間にわたり、志願者の減少にもかかわらず、法科大学院の入学選抜における中核的な試験として継続的・安定的に実施され続け、法科大学院関係者のみならず、受験者、社会一般に広く認識されているものである。

しかも、適性試験第4部の表現力問題を採用する法科大学院の比率が年々、高まっている状況等からすると、むしろ今後の安定的・継続的な実施の要請は高まっているともいえ、かかる状況の下、適性試験の制度を大幅に変更若しくは事実上廃止するには強度の正当性が必要である。

第3 適性試験の信頼性の観点－適性試験を大幅に変更若しくは事実上廃止する正当性がないことについて

1 適性試験は法科大学院1年次の成績との相関性及び司法試験の合否と相関性がある

適性試験管理委員会事務局が中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会に提出した資料によると、適性試験の成績と、法科大学院1年次の必修科目の成績との相関関係の調査結果では、相関係数の中央値が既修者で0.361、未修者で0.657であり、適性試験の成績と学業成績との間には相関性があるとの結果がでている。もっとも、この調査は、6校に入学した2004年（平成16年）から2005年（平成17年）入学者のデータで、調査対象校や調査機関を増やしてさらに調査の精度を上げる必要がある。

加えて、適性試験と司法試験の合否（2006年（平成18年）～2015年（平成27年））との関係についての最新の調査では、司法試験合格者の適性試験の成績の方が有意に良いとの結果がでているばかりか、法科大学院に入学する法学既修者と法学未修者の入学者数が逆転した（法学既修者が多数となった）2010年（平成22年）以降も、同じ傾向となっており、法学既修者に対しても唯一の客観的な試験制度としての役割を果たしているものである。さらに、法科大学院の修了後に複数回受験できる現行の司法試験制度において、司法試験に早く合格する者の適性試験の成績の方が高いとの分析結果もでているのである。

このように、適性試験は、法科大学院の入学時の成績（限定的な調査にとどまっているので、さらに調査する必要があることは前述したとおり）及び司法試験の合否と相関関係を有しており、かかる状況の下で、現行の適性試験を大幅に変更若しくは事実上廃止する正当な理由は到底見出し得ない。

2 適性試験は法科大学院に入学するための能力を識別できている

また、適性試験には、現在、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会による法科大学院の質の向上のための改善方策として、統一的な入学最低基準点が導入されており、適性試験の総受験者数の下位から15パーセントを基準として成績下位の受験者を排除するために活用されている。

しかし、適性試験は、そればかりか、もともと、能力の高い者がより高い点数をとれるよう作題されており、しかも、これまで12年間にわたり毎年毎年、通過率、識別力等専門的知見から厳しく試験結果を分析し、翌年度の試験問題の開発にフィードバックしており（その一部は毎年度、試験実施報告書として公表している）、偶然性に左右されずに能力の高い受験者がより高い点数を、能力の低い受験者は低い点数しかとれない試験制度として設計されてきており、毎年公表される総合得点のヒストグラムや標準偏差でもそれが顕われているものである。

このように適性試験は、12年間もの間、試験の専門的知見に基づき調査・分析、翌年度の試験へのフィードバックを継続しており、専門的知見からみても試験の信頼性は高いものである。

この点、主観的、個人的な経験、感想や意見に基づき、相関性がない旨の話を仄聞するが、上述したとおり、客観的・統計的な調査・分析結果に基づき、適性試験の必要性や有用性が判断されなければならない。

近時、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会より「法科大学院における適性試験の活用状況調査の結果の概要」が公表された。それによると、適性試験と入学後の学業成績とに一定の相関関係を認める適性試験管理委員会の調査分析結果と、法科大学院側の認識との間にギャップがあるようである。

本来、適性試験の成績とその後の成績との相関関係を妥当に検証するためには、①適性試験の全受験者のその後の成績が必要であるが、現実には法科大学院の入学者だけの成績をデータとして調査を行うために、推定される相関係数には低下する方向で著しいバイアスがかかる。さらに、②各法科大学院の調査では、個別の法科大学院に入学した、全受験者に比べてごく少数の、一定の範囲の成績を示す学生のみが対象となる。そのため、本来知りたい相関関係を妥当かつ適切に推定するためには、適性試験のみならず入学者選抜試験全体の成績と入学後の成績の相関をみた上で個別入学者選抜試験に占める適性試験の重みも考慮して検証する必要がある。また、③適性試験成績とその後の成績との相関係数を評価する際には、入学試験成績と入学後成績についての先行研究において得られている相関係数の範囲との比較で評価をすることも重要である。

適性試験と学業成績の相関に関する適性試験管理委員会の調査結果と、法科大学院側認識のギャップは、上述した3点の統計的性質に関する配慮の違いから生じるものと思われる。

適性試験管理委員会は、そのような法科大学院の認識との間にあるギャップをなくすため、適性試験の必要性・有用性に対する一層の説明義務を尽くすとともに、相関性に関する調査分析を引き続き実施しその品質保証を担保することによって、適性試験に対する信頼をさらに向上させる努力を怠ってはならない。

- 3 以上の次第であり、適性試験のこれまでの内容、調査・分析結果等を踏まえると、適性試験がその果たすべき役割を果たしていないとは到底言えないものであり、むしろ、法学既修者が法科大学院の入学者の多数を占めるようになった後でも適性試験の成績と司法試験の合否との相関性は変わっておらず、法学既修者にとっても唯一に客観的な試験制度としての役割を果たしていると評価できるものである。

従って、現行の適性試験を大幅に変更若しくは事実上廃止するだけの正当性はここでも見出し難いものである。

- 4 適性試験を事実上廃止すると入試制度における客観的な測定が極めて困難になり、法科大学院制度への信頼性を損ねる結果となる
 - (1) この点、近時、法科大学院への入学者の大幅な減少に鑑み、適性試験の役割は終了した旨の意見があるが、上述したとおり、これまで継続的・安定的に実施されてきた適性試験の実績、1年次の成績や司法試験との相関性、さらには客観的な試験として公平性、開放性、多様性を確保する唯一の試験として果たしている役割に鑑みると、入学者減少という現象を理由として適性試験を事実上廃止することには、説得力・正当性は到底認められない。しかも、中央教育審議会が各法科大学院に対して求めていた競争率2倍の確保という公的支援の指標を緩和した状況においては、質の確保を保證する観点から統一かつ客観的な試験制度の必要性・有用性はむしろ高まっているといえよう。
 - (2) 加えて、適性試験を事実上廃止すると、法学未修者の試験は、小論文と面接が選抜手段の中心となるところ、客観的な試験ではないこれらの手法では、測定誤差が大きく、適正な選抜をすることは極めて困難であり、入学後の学生の能力担保や司法試験の結果に影響するなど、かえって法科大学院に対する信頼を失う結果となるであろう。
 - (3) これに対し、法学未修者のみに課せばよいとの見解もあるが、法学未修者、法学既修者とも、2年次から同じカリキュラムを受けるにもかかわらず、一方のみが客観的な試験を課せられる試験制度は、公平性、開放性、

多様性の確保を旨とする法科大学院の入学選抜の理念に反する結果となるばかりか、適性試験が法学既修者に対しても司法試験の可否との相関性があることを看過している議論である。加えて、法学既修者にとっては志望する法科大学院ごとの試験対策の負担がさらに増加し、志望校を絞らざるを得ない結果となる上、試験実施主体にとっても、現在の志願者数に鑑みると、法学未修者のみで適性試験を継続的・安定的に運営・実施することは極めて困難であり、適性試験を事実上廃止するに等しい見解であり、とても現実的な見解とはいえないものである。

- (4) さらに、他の試験での代替性、たとえば法科大学院入学後に課する共通到達度確認試験にて能力担保を行えばよいという見解があるが、これは入学後に実施される法的知識による試験であり、法学既修者、法学未修者ともに全国一律に課される法的知識を問わない試験制度としての適性試験とはその目的・趣旨が異なるものであり、簡単に代替できる性質のものではない。しかも、入学段階ではなく入学後にふるい落とされた者(留年、退学等)にとっては(会社を退職して入学する者もいる)、取り返しがつかないダメージを被るのであり、かえって法科大学院から足を遠のかせる結果を招来するであろう。

第4 適性試験の改善策について

これまでは適性試験の役割や有用性について述べてきたが、法科大学院を取り巻く厳しい状況下にあっては、法科大学院の入学選抜制度のひとつとして位置づけられる適性試験においても、関係者からの声に真摯に耳を傾け、より信頼できる試験制度への改善を行っていかねばならないことは言うまでもない。

そこで、以下では、試験実施時期、回数、実施地区について検討する。

1 試験実施時期、回数について

現行の適性試験は、法科大学院の入学試験の時期に間に合うよう、5月と6月に実施されている。この実施時期について、秋にも実施すべきとの意見があることから、法科大学院の入試が1校あたり多数回実施されるようになってきた状況に鑑み、適性試験管理委員会では、秋に追試験として、実施することを本格的に検討している。

秋の追試験に何人程度の者が志願するかは、未知数ではあるが、法科大学院の厳しい現状に鑑み、少しでも受験の門戸を広げるべく、秋実施に向け、速やかに調査・準備がなされるべきであり、実施されると試験回数は、春の2回と秋の追試を含め年3回の実施となるものである。

2 試験実施地区について

2011年に一本化した当初は、全国17地区で2回の試験実施をしていたが、2015年度は、札幌から沖縄まで全国14地区で実施されており、そのうち金沢、岡山、熊本は1回目の試験の実施のみとなっている。

これは、主として適性試験運営・実施における財務の健全性の観点から、法科大学院の学生募集停止があった地区の試験会場を廃止したり、志願者があまりにも少ない地区では回数を限定したことに基づくものである。

しかし、その地域・地域に貢献する法曹を養成する法科大学院の役割・意義は志願者の減少という現状においても何ら変わらないことから、適性試験管理委員会の決定により、2016年度（平成28年度）から受験料の改訂を行い、1回のみの実施となっている金沢、岡山地区を2回に増やし、法科大学院の学生募集を停止した熊本地区を維持することになった。今後も、財政の健全性が損なわれない限り、試験実施地区や会場を維持・拡大していくべきである。

第5 最後に

法科大学院、適性試験をとりまく状況は年々厳しさを増しているが、この厳しい時期である今こそ、関係機関が結束し、法曹養成制度の中核である法科大学院制度を支えるべく、知恵を出し合い、乗り切っていかなければならず、適性試験を巡る問題は、その試金石といえよう。

以 上